

第19次東京都消費生活対策審議会
第1回総会
議事録

平成18年5月11日(木)
都庁第一本庁舎42階特別会議室A

午後 4 時00分開会

○消費生活部長 大変お待たせいたしました。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本審議会の事務局を担当しております生活文化局消費生活部長の岳野でございます。

皆様方には、委員のご就任につきましてご快諾いただきまして、本当にありがとうございます。本来でありましたら、お一人お一人に委嘱状をお渡し申し上げるところでございますが、時間等の都合もございまして、恐縮でございますが、お手元に置かせていただいております。よろしく願いいたします。

ただいまから、第19次東京都消費生活対策審議会第1回総会を開催させていただきます。

ただいまご出席をいただいております委員の方は18名、委任状が6通ございます。東京都消費生活対策審議会運営要綱第6に定めております、委員総数の半数以上の出席という総会開会に必要な定足数に達しておりますことを、ここでご報告申し上げます。

なお、本審議会は原則公開でございまして、総会の内容は東京都のホームページ等に掲載し公表させていただいているところでございます。

本日は第1回総会でございますので、後ほど会長の互選をお願いする予定でございますが、それまでの間、私が進行役を務めさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、はじめに、第19次審議会の最初の総会でございますので、委員の皆様並びに幹事等のご紹介をさせていただきたいと思っております。

その前に、机前にお配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元をご覧くださいませ。

まず資料1でございます。委員名簿でございます。

資料2が幹事・書記の名簿でございます。

資料3がA3判「消費者被害の現状と不適正取引防止対策」というタイトルの資料で1枚でございます。

資料4につきましては、「振り込め詐欺抑止総合対策」の資料でございます。これは2枚でございます。

資料5につきましては、「貸します詐欺被害防止のための取組」の資料でございます。これも2枚組となっております。

不足している資料等がございましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしゅう

ございますか。

それでは、まず資料1をご覧くださいませ。この委員名簿につきましては五十音順に記載してございまして、本日はこの名簿順に着席をいただいております。

それでは、私の右側からご紹介をさせていただきたいと思っております。

池本委員でいらっしゃいます。

池山委員でいらっしゃいます。

岩佐委員でいらっしゃいます。

大山委員でいらっしゃいます。

鹿野委員でいらっしゃいます。

鴨木委員でいらっしゃいます。

後藤委員でいらっしゃいます。

齋藤委員でいらっしゃいます。

須古委員でいらっしゃいます。

鈴木一光委員でいらっしゃいます。

鈴木善統委員でいらっしゃいます。

長田委員でいらっしゃいます。

橋本委員でいらっしゃいます。

原田委員でいらっしゃいます。

平林委員でいらっしゃいます。

松本委員でいらっしゃいます。

御船委員でいらっしゃいます。

宮崎委員でいらっしゃいます。

亀井専門員でいらっしゃいます。

なお、いのつめ委員、大村委員、桜井委員、佐野委員、高橋委員、東野委員、丸山委員につきましては、本日はご欠席でございます。

次に、本日は都の幹部が出席しておりますのでご紹介を申し上げます。

私の右手、関谷副知事でございます。

山内生活文化局長でございます。

南雲生活文化局総務部長でございます。

次に、本審議会の幹事のご紹介を申し上げます。

私の左側でございます。青少年・治安対策本部の高嶋治安対策担当部長でございます。
産業労働局の塚田金融部長でございます。

右手に参りまして、消費生活総合センターの中村所長でございます。

計量検定所の森所長でございます。

書記につきましては、お手元の資料2の名簿の配付をもって紹介にかえさせていただきます。

以上でございます。

次に、会長の選出をお願いしたいと存じます。

審議会運営要綱第4の1によりますと、「審議会に属する委員のうちから互選する。」
となっております。ご意見をちょうだいしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

○御船委員 私は、引き続き松本恒雄先生に会長をお引き受けいただきたいと思ひます。
松本先生は、消費者保護、消費者政策全般にご造詣が深く、内閣府の国民生活審議会消費者政策部会の部会長なども務めておられます。さらに、東京都の消費者行政にもお詳しくていらっしゃると思いますので、松本先生が会長に最適だと思ひ、推薦させていただきます。

○消費生活部長 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

○池山委員 私も同意見でございます。理由も本当にそのとおりで、お国のほうも大変ご苦勞だと思ひますけれども、東京都のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○消費生活部長 ありがとうございます。

ただいま、御船委員、池山委員から、松本委員を会長にとのご推薦がございましたが、皆様、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○消費生活部長 「異議なし」というお言葉をいただきましたので、松本委員が会長に選出されました。

松本委員、会長席のほうにお願いいたします。

(松本委員、会長席へ移動)

○消費生活部長 それでは、早速、恐縮でございますけれども、ご挨拶を会長からいただきたいと思ひます。

○松本会長 前回の第18次に引き続きまして会長を拝命いたしました、一橋大学の松本でございます。

前18次のところから、特に高齢者をターゲットにした悪質な商法の被害が非常に広がって憤りを感じているところです。これから高齢社会がどんどん進んでいく中で、高齢者被害をどのように防止するか、抑止するかということが誠に緊急の課題になっていると思います。

他方で、団塊の世代を中心に、企業からは定年で退職するけれども、まだまだ体力や能力がある高齢者も増えているわけで、そのような中で、東京都として消費者政策をどのようにやっていくのかということをご一緒に審議していきたいと思います。

どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

○消費生活部長 ありがとうございます。それでは、以後の審議会の進行を会長にお願い申し上げます。

○松本会長 それでは、最初に、会長代理を指名したいと思います。審議会の運営要綱第4の3に、「会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。」となっております。そこで、私から指名させていただきたいと思います。

引き続き、前期と同様に齋藤雅弘委員に会長代理をお願いしたいと存じます。齋藤委員、いかがでしょうか。

○齋藤委員 ご指名ですので、謹んでお受けさせていただきたいと思います。

○松本会長 それでは、どうぞこちらの席へ移動してください。

(齋藤委員、会長代理席へ移動)

○松本会長 本日は、当審議会に対して知事から諮問がございます。ただし、知事は、所用により欠席されておられますため、関谷副知事から諮問をお受けいたします。

○関谷副知事 東京都消費生活条例第45条の規定に基づき、下記の事項について諮問する。平成18年5月11日。東京都知事石原慎太郎。「消費者被害防止のための事業者規制のあり方について」。よろしく願いいたします。

(諮問文手交)

○松本会長 それでは、ただいまお受けいたしました諮問の内容につきまして、事務局から朗読させていただきます。

○消費生活部長

18生消生企第41号

東京都消費生活対策審議会

東京都消費生活条例第45条の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

平成18年5月11日

東京都知事 石原慎太郎

記

消費者被害防止のための事業者規制のあり方について

以上でございます。

○松本会長　ここで、関谷副知事からご挨拶をお願いいたします。

○関谷副知事　副知事の関谷でございます。諮問に当たりまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。

このたび、皆様には大変お忙しい中、当審議会委員への就任をご快諾いただきましたこと、心から御礼申し上げます。これから2年間の任期になるわけでございますが、精力的にご審議いただきますこと、よろしくお願い申し上げます。

ただいま「消費者被害防止のための事業者規制のあり方」について諮問をさせていただきました。東京都は、不適正な取引による消費者被害を防止するため、消費生活総合センターにおきまして消費者からの相談を受け付け、問題解決に向けた助言やあっせん、情報提供を行うとともに、寄せられた相談・情報等に基づき、不適正取引行為を行っている事業者に対して指導や処分等を実施してきております。

社会経済状況の変化に伴いまして、多様化、複雑化する消費者被害に対応するため、平成14年には、迷惑メール等の新たな不適正取引行為を禁止する規定の追加や迅速な公表のための手続き規定の見直しを含む条例改正を行うなど、さまざまな対策を講じてまいりました。しかしながら、高齢者を狙った住宅リフォームや架空請求等に加え、ここ最近では、未公開株や融資保証金詐欺に関する相談が増加するなど、より悪質・巧妙化した新たな手口が次々とあらわれてきており、被害はより深刻な状況となっております。

こうした状況に対応するため、東京都では、平成18年度の重点事業といたしまして、全国初となる高齢者被害相談専用ダイヤルの設置等の高齢者被害対策強化と、抜き打ち立入調査の実施等の悪質事業者の取締り強化を打ち出しまして、この4月から取り組んでいるところでございます。これらの取組みに加えまして、今後、消費者被害防止策を一層効果的に進めていくためには、東京都消費生活条例の改正も視野に入れた、悪質事業者に対するより一層の規制強化が必要であると考えている次第でございます。

このたびの審議会での議論が消費者被害防止のための諸施策を迅速・的確に実施する端

緒となり、都民の消費生活の安全の向上に資するものとなりますよう心から期待しているところでございます。

委員の皆様には、お忙しい中、短期間に集中的なご審議をお願いすることとなり、誠に恐縮ではございますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

簡単でございますが、諮問に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

ありがとうございました。

○松本会長 どうもありがとうございました。

なお、副知事は所用のために退席をされます。

○関谷副知事 では、これで失礼いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

(関谷副知事退席)

○松本会長 続きまして、諮問事項の趣旨説明を事務局からお願いいたします。

○企画調整課長 消費生活部企画調整課長の仁田山でございます。よろしくお願ひします。

先ほど消費生活部長が朗読いたしました諮問文とあわせて綴じてあります資料をご覧いただきたいと存じます。

今回は、これを読み上げ、諮問の趣旨のご説明とさせていただきます。

読み上げます。

諮問の趣旨

近年、規制緩和の進展や少子高齢社会への移行、さらに経済のグローバル化や高度情報化等を反映して、消費者を取り巻く環境は変貌を遂げている。こうした社会経済状況の変化に伴い、都民の消費生活に関する相談や被害も多様化し、複雑化してきた。

東京都は、これまでも時代に即した相談体制の構築や、厳正な事業者指導等により被害の拡大防止を図るとともに、消費者への啓発事業の実施等により被害の未然防止に取り組んできた。また、平成14年には東京都消費生活条例を改正して、不適正取引行為への迅速な対応等を行ってきたところである。

しかしながら、その後も消費者被害は増加を続け、平成16年度に都内の消費生活相談件数が初めて年間20万件を超えて、過去3年間で約2倍となった。また、悪質化・巧妙化した新たな手口が次々に現れ、これに伴って消費者被害も深

刻化の一途をたどっており、現行の条例やこれまでの施策では十分に対応できない面がある。このような状況を踏まえ、悪質事業者に対する迅速かつ厳正な対応を行うという観点から、東京都消費生活条例の改正の方向と、新たな不適正取引防止対策事業について、検討を行う必要がある。

そのため、「消費者被害防止のための事業者規制のあり方について」諮問するものである。

以上でございます。

○松本会長 ありがとうございます。

続きまして、ただいまの諮問についての審議の進め方等をお諮りしたいと思います。

今回の諮問につきましては、専門的事項を短期間に集中的に審議し、答申することになるかと思えます。総会の場で全員で審議を重ねる方法はなかなか難しいかと思われます。

そこで、東京都消費生活条例第45条9項に、「専門の事項を審議するために必要があるときは、部会を置くことができる」という規定がございます。この規定に基づきまして、部会が中心となって審議を行ってはいかがかと思えます。そして、部会での審議結果を総会においてご報告いただき、最終的結論は総会で議論して決定するという進め方にしてはいかがかと思えます。

ただいま申し上げましたような部会方式で審議を進めることにご賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松本会長 ありがとうございます。それでは、部会を設置して審議を進めることといたしたいと思います。

次に、部会で審議をお願いする委員及び部会長の選任に入ることにいたします。

部会の委員及び部会長につきましては、審議会の運営要綱第7の1及び2により、会長が指名することになっております。私のほうであらかじめ考えさせていただいた部会委員の案をこれから配付いたしますので、ご覧いただきたいと思えます。

部会委員の案といたしましては、池本委員以下亀井専門員まで名前を列举させていただいております。このような案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○松本会長 ありがとうございます。それでは、ここにお名前の挙がっておられる委員・

専門員の方、ご苦勞ですけれども、よろしくお願ひいたします。

次に、部会長につきましては、会長代理の齋藤委員にお引き受けいただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

○齋藤会長代理 はい。

○松本会長 それでは、齋藤委員から一言ご挨拶をお願ひしたいと思ひます。

○齋藤会長代理 先ほど会長がおっしゃったことをくり返すようになりますけれども、やはりこの間、消費者被害が、件数も増えておりますし、中身も深刻になってきているという現実があります。これについては、実態を踏まえて、実効性がある施策を地方公共団体であるところの東京都でも考えていく必要があると思ひております。ぜひ、委員の皆様方のご協力を得て、諮問に対する答申をまとめていきたいと思ひておりますので、ご協力をお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○松本会長 ありがとうございます。

ただいま決まりました部会構成等につきましては、本日欠席された委員の方々には、事務局を通じてご連絡をお願ひしたいと存じます。

それでは、続きまして、今回の諮問事項の検討スケジュールにつきまして、事務局から説明をお願ひいたします。

○消費生活部長 先ほど、部会委員名簿とご一緒にお配りしました「第19次消費生活対策審議会日程（案）」をご覧ください。

これによりますと、スケジュール的にはちょっと厳しいところもございますけれども、7月ごろには中間報告をいただきまして、その後、パブコメを経て、9月には答申をいただくようなスケジュールを考えております。7月の総会までの間、今選んでいただきましたメンバーの先生方で部会を数回予定しております。部会での検討内容を中間報告という形で7月の総会にご報告いただければと思ひます。その後、中間報告について都民からの意見等を募集いたしまして、最終的に9月に答申をいただきたいと考えております。それを受けまして、私ども、条例改正の方向で調整し、検討していくというスケジュールで考えております。

○松本会長 検討スケジュールにつきまして、ただいま事務局からご説明をいただきました。今のような説明のスケジュールで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○松本会長 それでは、部会委員の皆様、大変タイトなスケジュールになると思ひますけ

れども、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、諮問事項についての意見交換に移りたいと思います。まず、消費者被害の現状等について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、私からご説明させていただきます。

資料3をご覧ください。「消費者被害の現状と不適正取引防止対策」ということでまとめてあります。まず、左側の「消費者相談にみる消費者被害の現状」でございます。第1番目に「消費生活相談件数の推移」でございます。棒グラフがありますが、棒グラフの一番右側、平成16年度をご覧ください。トータルで20万535件となっております、平成13年度の合計件数の10万2,755件と比べますと、3年間で約2倍になっております。それから、折れ線が書いてありますが、これは架空不当請求の関係でありまして、同じく平成16年度のところをご覧くださいと、10万568件ということで、全相談件数の半分を占めております。架空請求につきましては、平成17年度は減少傾向を示しているということがあります。公的な機関を装ったり、あるいは、契約成立を誤認させるような手口を使ったり、現金書留や私書箱を悪用するなど、手口は巧妙・悪質化しております。

続きまして、「高齢者や若者の相談件数の推移」でございます。同じくグラフの右側の平成16年度のところをご覧くださいと思います。黒く塗りつぶされたところが、高齢者（60歳以上）の方の相談件数でございますが、前年と比較して46.8%の増、件数では3万2,223件となっております。具体的な相談事例ですが、リフォーム関係の「点検商法」、布団や健康食品などを次々に買わせる「次々販売」、退職金や年金を狙い、未公開株などと称した「利殖商法」などが多うございます。若者の被害につきましては、同じくグラフの左側の薄いほうの棒ですが、1万2,953件となっております、前年対比35.4%の増加となっております。相談事例を見ても、架空請求のほか、キャッチセールス、マルチ商法、アポイントメントセールスなど、若者特有の消費者被害が依然として多いという特徴がございます。

3番目ですが、「最近の悪質商法・悪質事業者の特徴」でございます。ひとり暮らしや認知症等の高齢者の増加を背景といたしまして、高齢者の不安につけ込む強引で悪質な勧誘が増えております。それから、かつての売買情報などの個人情報悪用、いわゆる「カモリスト」と言われるものを活用した電話の勧誘が増えております。それから、架空請求などでも使われておりますけれども、IT技術を悪用した被害が多発しております。大きくこの3点が特徴的な点でございます。

右側をご覧いただきたいと思います。「悪質事業者の指導・処分等」とございます。これは、私ども本庁部門で、事業者の指導・処分を行っているわけですが、平成17年度につきましては、表の一番右側を見ていただきたいと思います。「調査・指導」、「指示・勧告、業務停止」、「公表」ということで、137件、9件、2件となっております、全体では148件行っております。

この処分の主な事例を下に書いてございますが、再三にわたる調査要求を拒否した事業者について事業者名を公表するというもの。2つ目は、高齢者宅に説明もなくあがり込んで、床下換気扇を取りつけた後、高額な契約を迫るという事例。3番目に、「エステを経験してアンケートに答えて」などと若い女性に声をかけて店に連れ込んで高額な化粧品等の契約をさせた事業者の処分が挙げられます。

最後になりますが、右下でございます。「悪質商法から都民を守る対策の強化」ということで、私ども、平成18年度の東京都の重点事業の位置付けで、ここに書いてある事業を展開することになっております。まず1つ目は「高齢者被害対策強化」でございます。これは、都内全域で高齢者を被害から守る仕組みを構築するというものでありまして、具体的には、高齢者やその家族から相談を受け付けます「高齢者被害110番」の開設、あるいは、ケアマネージャー、ホームヘルパーさんなどからの通報などを受け付けます「高齢者見守りホットライン」を開設することなどにより相談体制を強化する事業でございます。②ですけれども、介護事業者と連携していく上で必要な介護事業者等への研修の実施ということで、私どもが出向いて実際に消費者関係の研修を行っていくということでございます。③ですが、高齢者の方、介護事業者の方に関するキャンペーンを事業化していきます。

事業の2つ目ですけれども、「悪質事業者の取締り強化」ということでございます。処分に結びつく証拠を迅速に確保するという観点から、抜き打ちの立入調査を実施するということと、その際に捜査関係のノウハウが必要ですので、警視庁併任職員の増による体制を強化していくということでございます。

説明は以上でございます。

○松本会長 ありがとうございます。

それでは、諮問事項につきまして、ただいまの現状等の報告も踏まえまして、どうぞ、ご意見、ご質問等がおありかと思っておりますから、ご発言ください。

○池本委員 ただいま資料3で要領よく現状を紹介していただきました。私も、消費生活相談員の方とよく事例検討をやったり意見交換をする中でも、平成15年、16年度の、架空

請求は無視しなさい、連絡しないようにとばかり言って、パニック状態は一応脱したけれども、架空請求の場合は助言以上のことがしようもない、相手の素性もわからない、あっせんのないような案件ばかりでした。そういう段階から、これが平成17年度にはガクンと減るはずですが、しかし、本来の契約トラブルの案件については、全体が本当に悪質化して、あっせん解決がなかなかできない。そういう意味では、取引指導でしっかり指導してもらうことが、現場で相談・事務処理をする中でも非常に効果的だと。だから取引指導をしっかりとやっていただくことに大いに期待しているということ、相談員の現場からも聞きます。

ただ、この指導・処分の件数で見えていって、調査・指導が130～140件台で、これをさらに大幅に増やすといっても、今の人員ではなかなか難しいと思います。倍増するわけにもいかないし。ましてや、勧告とか業務停止とか、この処分までつなげていくとなると、相当しっかりと調査していかなければいけないということで大変だろうと思うのですが、やはり一罰百戒ということで、その下に「主な処分等事例」として挙げられているように、調査を拒否するとか、既成事実を先行させるような案件とか、こういうものを見ていくと、例えば、国の法律レベルで言うと、特定商取引法という法律で、訪問販売業者が悪質であれば業務停止までかけられるし、あるいは、悪質な行為については刑事罰則があります。条例では、社名公表ということで、公表という情報提供くらいまでしかなくて、本当の意味での厳しい処分がもう一つ足りない。このあたりは、今回条例改正をするときに、悪質事業者対策ということで言えば、一歩踏み込んだ検討をしていただく必要があるのではないかと感想としてあります。

○松本会長 ありがとうございます。

○齋藤会長代理 資料の説明を補足してお願いしたいのですが、右側の2の中に、今、池本委員からお話がありましたように、これは「条例等による」ということなので、恐らく、特定商取引法の規制による権限の発動も入っているのだと思いますが、「指示・勧告、業務停止」というものがあって、これは具体的な内訳をご説明していただきたいということと、この「公表（条例50条）」というのは、条例を使って氏名公表をしたのは平成17年度だけしかなかったと読んでいいのかどうか、確認の意味でお聞きしたい。その2点をお願いいたします。

○取引指導課長 この「指示・勧告、業務停止」の中身ということですが、業務停止が最近で1件。指示・勧告は大体横並びでやっておりますので8件。

それから、もう一つのご質問ですが、公表については、最近では調査拒否が2件出てきておりまして、それだけ都の指導に従わない悪質な業者が増えているということが、ここで2件あり公表につながりました。つまり、調査拒否による公表を初めて実施したと。今までは、そういう調査拒否の事例はございませんでした。

以上でございます。

○齋藤会長代理 そうすると、この公表2件というのは、あくまでも調査拒否による公表が2件という意味ですね。

○取引指導課長 そうです。

○齋藤会長代理 そうではなくて、不適正取引行為の指示・勧告を守らないことによる公表というのは、ここの数字以外にあるということでしょうか。

○取引指導課長 この「公表（条例50条）」というのは、勧告に従わなかった場合に公表というルートがあるのですけれども、その公表とは違い、調査拒否による公表です。

○齋藤会長代理 そこは、委員の皆さん方も、おわかりになっている方はわかっていると思うのですけれども、補足していただかないと、事業者に対する規制のあり方ということですので、現状がどうなっていて、何か不足しているものがあるのか、ないのか。あるとするとどうすればいいかという議論をしなければいけないわけですから、さっきの内訳も業務停止というだけでしたが、これが特商法に基づく業務停止なのか。条例では業務停止はないはずですので。そこも詳しく分けていただいてご紹介いただいたほうが、皆さん方の頭の整理になるかなと思いますので、もうちょっとお願いします。

○取引指導課長 それでは、2番目に書いてある「指示・勧告、業務停止」ですが、「指示」が特定商取引法に基づくものです。「勧告」は条例です。「業務停止」は、特定商取引法に基づくもの。指示と勧告は、ほとんど同レベルの措置ですが、その際には、事業者名を情報提供しております。さらに、業務停止になりますと、同じく業者名を公表しているということで、条例50条の「公表」と混同しやすいのですが、これは条例の勧告に従わなかった場合に公表するという流れでありまして、勧告時に情報提供するのは27条を適用しております。ちょっとわかりにくいのですか、そうした条例の構造とといいますか、違いがございます。

○松本会長 お手元に関係資料がありますが、その条例本文の中の27条と50条が今議論になっているところです。綴じ込まれている資料の最初のほうに、「消費生活条例と私たち」がありまして、その56ページに27条が載っております。58ページには50条が載って

おります。27条のほうが情報提供としての公表であって、一定の行政処分等を行ったときにはその事実を情報提供するということで事業者名も出されることになるようです。他方50条のほうは、一種の制裁としての公表という位置付けになっているようです。

○消費生活部長 補足しますと、50条での公表2件というのは、あるA業者なりB業者について、処分なり指導を前提として東京都が調査を開始したのですけれども、所定の期日までにいろいろな資料を出さなかったという事業者が、平成17年度に初めて出てまいりまして、それについて、処分や指導まで行く以前に、50条に基づいて事業者名を発表したということでございます。

○鈴木（善）委員 これは質問ですけれども、少し内容を教えてください。

資料3の3に「悪質商法から都民を守る対策の強化」ということで、対策はいろいろ強化されているということのようですけれども、特に「悪質事業者の取締り強化」とありますね。具体的には、抜き打ち立入調査の実施と警視庁併任職員の増による体制強化ということで、抜き打ち立入調査というか、全体的に取締り強化となっていますが、この取締りをする権限というか、根拠はどういうところにあるのでしょうか。それから、どういうものをベースに立入調査をするのか。何か悪質業者のリストみたいなものがあるのかどうか。それが1点です。

それから、自治体のやり方でよくわからないのですが、警視庁併任職員というのはどういうものなのか。どんどん併任を増やして警察的な取締りができるということなのかどうか。その辺も教えていただければと思います。

○取引指導課長 まず、そうした取締りの根拠ですが、条例で申し上げますと、「条例と私たち」の本文の56ページの26条「不適正な取引行為に関する調査」という規定がございますが、これを根拠にしております。続いて58ページに46条「立入調査」の条文がありますが、その2つの条文によって取締りを行っております。

それから、悪質事業者の情報はどういうことかというご質問ですけれども、消費者センターの相談情報を我々のほうで検索する、あるいは、センターの相談現場からの通報、そういうものによって我々は調査・指導をしていくというものでございます。

それから、警視庁の併任職員ですけれども、去年までは1名、今年は2名の併任をいただいております。今後の我々の思いとしては、専門性が非常に高いということで、お願いはしていきたいと考えております。

○鈴木（善）委員 そうすると、2番目の問題は、定員とかの役所的な制約があるわけで

すね。

○取引指導課長 これは人員の問題ですから、ここでどれくらいということは申し上げられないのですが、思いとしては、強化していきたいと思っております。

○鈴木（善）委員 相談によって悪質事業者が浮かび上がってくるということですが、そうすると、そういうものを集めていくと、犯罪的な業者もいろいろいて多岐にわたるわけですから、どれくらいのカバーができるどうかわかりませんが、そういうものを一応リスト化しておけば、ある程度の予防的なことはできると考えていいのか。それとも、そこはごく一部で、もっとそういうものを把握するような手立てがより一層必要だということなのか、その辺は、感じで申し訳ないのですけれども、教えていただければと思います。

○取引指導課長 情報というのは、相談事例を、メコニスと言っていますけれども、コンピュータの中にその情報が蓄積されて、それをある方法で検索すると浮かび上がるということで、情報の収集方法としては、ここにも書いてありますように、20万件ありますので十分であろうかと思えます。あと、それをどうやって効果的にやっていくかということ、やはり全部のそういう悪い事業者を根こそぎやることは不可能ですので、先ほど池本委員もおっしゃっていましたが、一罰百戒といいますか、事業者を厳しく処分して、それを公表し、事業者に対する牽制効果を高めていく、そうしたことが重要ではないかと考えております。

○鈴木（善）委員 個人的に言えば、一罰百戒で効くような相手なのかどうかということがあります。

○消費生活部長 おっしゃるとおりでございまして、最近は特に、代表の方が同じで、会社を私どもが処分をすると、すぐに名前を変えて新たな会社を起こしたり、別の商品でまた商売をしたりするなど、警視庁の捜査二課とか生活経済課の犯罪捜査と同じようなテクニックが必要になってきますので、私どももどういう形でやっていったらいいかということをご諮問の中でも申し上げましたけれども、部会の中でご討議なり、ご検討なり、お知恵をいただきたいと思っております。

○鴨木委員 今回の諮問事項は、時宜を得た課題ですので部会における検討を期待しています。

当会で実施しています出前講座などでも被害の早期発見と被害防止を考えていますが、消費者は被害を受けていても自分から進んで相談して解決するよりも自分で解決できるな

らそっと処理したいとか、また、被害者の立場にあることに気づかない消費者もいて、被害が深刻になる場合もあります。このような隠れた情報を行政などに情報提供できるような環境づくりを強化していくことが事業者規制の入り口として大事なかと考えます。

次に都の相談体制の強化として「高齢者被害110番」の開設についてどのような計画でしょうか。また、「高齢者見守りホットライン」の開設でケアマネージャー、ホームヘルパー、民生委員の協力を期待していますが、都下で何名ぐらいおられますか。またこの方たちに被害情報のキャッチと情報提供することが被害拡大防止に役立つことを徹底してほしいと思います。

もうひとつ、啓発講座を担当していると思いますことは、悪質事業者を規制するために特商法などの改正が進んでいますが、改正によって事業者のどんな行為が違法なのかということを知らない消費者が多いので、改正された法律の周知と法律を活用できる消費者を育てることが課題と思います。

○消費生活総合センター所長 相談体制の強化ということで、今年度から新たに高齢者相談員4名の方を採用いたしまして、それに対応しております。現在、啓発等に努めているところでございますが、やはり高齢者は、今ご指摘がございましたように、自分から発言することがなかなかしづらい環境にございますので、我々もその辺はしっかり、今ご指摘がございましたケアマネージャー等を通じて、介護事業者を通じてしっかりフォローして、「高齢者被害110番」の周知を図っていきたいと考えております。

それから、「高齢者見守りホットライン」というものを開設いたしまして、これは実際に事業者並びに民生委員の方たちから直接通報を受けるシステムでございます。こちらのほうで最近入った事例ですけれども、例えば、民生委員の方から、近くに高齢者を集めている、何か変だぞという情報が来たりしました。それから、ホットラインを開設しますと、クーリング・オフという制度をご存じかと思いますが、クーリング・オフの日にちが決まっております、その後になってしまうケースがかなりありますが、ホットラインのケースでは通報が早く来ますので、クーリング・オフの期限が切れる前にくい止められたというケースも出てきております。

我々としては、この2つの制度をできる限り周知して、活用していただけるように努力していきたいと考えております。

○消費生活部長 件数ですけれども、正確ではありませんが、都内に介護事業者が1万事業者程度おります。また、民生委員の方が約8,000人と聞いております。今回、特に幹事

として福祉保健局から高齢社会対策部長をお願いしております、そういう方に部会等にご参加いただきまして、今もホットラインのPRはしているのですが、お知恵をいただきながら、今後ますます、埋もれそうな情報についての的確に広げるようなネットワークなり仕組みなりについてご検討いただきたいと思います。

○松本会長 ほかにどうぞ。

○大山委員 まとまっている話というわけではないのですが、専門家の現場の皆さんのお話を聞いて本当に勉強になるというのが率直な感想です。消対審の委員に久しぶりになって、本当に被害が多いというのは、偶然、きのう、5人で話をしていた、今度こんな諮問があるけど、どうかと聞きましたら、5人のうち私を含めて3人が、やはり周囲の人に、そういう高齢者だったり、30代の方だったり、被害があるということが言われていました。だから、本当にいろいろな方が被害に遭っている。

私の知り合いの方でも、ひとり暮らしで、ちょっと認知症が入っているけれども、ひとり暮らしでさびしいときに、とても親切な業者の方が何度も訪ねてきてくださって、信頼関係ができて、本当に型通りに浄水器とお布団を買われていて、通帳まで見せてしまったと。その方も、自分が被害に遭っていること自体を認識していなかったり。

それから、ある方も、どうも義理のお母さんが何度も高齢者が集まっている集会に行つて、健康食品が山のように部屋の中にあつて、でも、そのお義母さんは、自分はだまされていらないと言っているのだとお嫁さんは言っていて、本当に自覚がなかったり、認識がなかったり、それは相談にはつながらないですね。だから、そういう点で、今もご発言がありましたように、民生委員さんや介護事業者などの方との連携をとることは非常に大事なことだと思います。特に、介護事業者の方でも、ケアマネージャーさんは本当に忙しいです。自分たちのケアプランをつくったりするだけでも手一杯だし、民生委員さんも、今の仕事だけでも手一杯。だけど、新たな仕事だけど、周囲の見守りの体制を、本当に連携をとりながら、それこそ生活文化局が核になって、福祉保健局とも、産業労働局とも連携をとっていくことが非常に重要だと思っています。

同時に、短期間の審議ですので、消費者対策だけに都民の皆さんの意見をいかに反映できるかが重要だと思っています。ですから、部会の皆さんが集中的に詰めて審議することはとても大変なことだと思いますが、ぜひ、部会の議論も含めて都民の皆さんに反映できるような仕組みをつくっていただければと思っています。

もう一つついでに発言します。今回も、きょう何をやるのかということがよくわからな

くて、資料もなかなか出てこなかったものですから。総会はきょうを入れて3回しかないわけですから、一回一回を大切にしようという観点から見ると、ぜひ、次からは皆さんに事前にきちんと、当日までに調べたりもできるように、当日を迎えるまでに一定の期間をもって資料などを配付してもらいたいというのが要望です。

○消費生活部長 おっしゃるとおりだと思います。7月には中間の報告を予定しておりますけれども、その際には、事前に、部会のメンバー以外の、総会にお出になっている方々にも事前にお知らせしてご意見を伺うということも必ずやらせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○宮崎委員 条例で事業者に対する規制をしていきたいということですが、具体的には、どういうケースでどういう規制ができることになるのでしょうか。事務局で何かそうしたケースについてのお考えがあればお聞きしたいと思います。それから、委員の皆さん方にも、そうした情報とかお考えをお持ちの方がいらしたらお聞かせいただければと思います。

○取引指導課長 例を挙げてみますと、高齢者あるいは認知症の方々などが被害に遭っているという状況がありますので、それらに対して有効な手はないのか、そうしたことをぜひご議論していただきたいと思っております。一つの例として申し上げました。

○宮崎委員 何か明らかに法律違反、あるいは、法律すれすれであるかもしれないけれども、公序良俗的な観点から規制ができると。そういう条例の根拠に基づいて、例えば事前にその事業行為を差し止めることも可能なのでしょうか。

○取引指導課長 特定商取引法では、そうした著しい被害を及ぼした場合は業務停止ができるということで、現に我々のほうでそうした武器を使っておりますが、その辺もこの部会等でご検討いただければと思っております。

○齋藤会長代理 私があまり先走ったことを言うと差し支えがあるのかもしれませんが、個人的に考えていることで、今のご質問に私的な見解という形での回答としてお考えください。

いろいろなやり方があると思いますが、一つは発想の問題です。今、差止め云々ということですが、国の法律は、この間かなり一生懸命に法律を改正して、それなりの手当てをしてきています。それが功を奏している場面もありますし、そうではないものもあります。ただ、国の法律ですから、もちろん刑罰がついていれば警察の仕事になります。それから、国のお役所の仕事になります。

では、これだけ件数が増えているのに、それに全部適切に対処できるかというとなかなか難しい。そうなりますと、今、はやりの言葉で言うと「分散型」ということもあります。東京都は東京都でできることがあるのではないかと。それを考える場合、今の条例をうまく使えるのかどうか。この「使えるのかどうか」という観点で考える場合、やはり世の中の変化がありますから、変化に対応した道具がうまくマッチして使える道具になっているのかどうかを考えていかなければいけない。それから、今度は道具の切れ味。これはもう少し切れ味をよくしていかないと、抑止効果にしましても、いわゆる責任を取ってもらうバランスの問題にしても、やはり不十分な点が出てこないようにしないといけない。ということを検討していかざるを得ないのかなと思っています。

ですから、そういう方向で考えていく場合にいろいろな選択肢が当然出てきますので、例えば、今ご指摘などがありましたけれども、法律のレベルでは認められているような業務を、行政の命令で提唱していくようなことも当然検討の対象になってくると思いますし、もう少し厳しく、制裁をもっと重くしたらどうかというご意見も当然出てくるかもしれません。

それから、その前提として、先ほど申し上げたように、今ある条例の中に、25条に書いてありますけれども、不適正取引行為の類型がこれでいいのかどうか、これで十分に今の世の中に生じている、先ほどからご議論になっているような被害に適切に対処していけるのかどうかというところを、もう一度ご検討いただく必要があるのではないかと、私は個人的には思っておりますので、考え方の方向として申し上げておきたいと思っております。これはまだ私の個人的な意見ですので、できればそういう形で委員の皆様方のお知恵をかりてご議論できればいいなと思っております。

まだあまり具体的なことについては、自分でも考え方を固めているわけではありませんので、枠組みという形でご理解いただければと思います。

○松本会長 いろいろお知恵をお出しいただくために部会をつくるわけですから、そこでいろいろなアイデアを出していただき、また、部会以外の委員の皆様もこういうやり方があるのではないかと提案を、どんどん部会のほうにしていいただければと思います。一番重要なのは、被害を予防する、防止するということですから、そのために何ができるのかということ、表からも、からめ手からも考えていただきたいと思っております。刑事罰をきつくして抑止力をつけることも一つですし、あるいは、利益を全額吐き出させた上で、さらにプラスアルファも吐き出させるという、利得は一切残らない仕組みを何とかつくと

か、いろいろ考えられております。ぜひ、アイデアをお出してください。

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

○後藤委員 先ほどから、この統計とかを見させていただいて、今回の課題は事業者規制の問題だということですが、その中で、特に高齢者や認知症被害が多いというお話が出てきていたと思います。被害者として、高齢者とか認知症というところに注目するとなると、消費者被害一般といいたいでしょうか、特に被害者類型を問題としない消費者被害というものだけではなくて、むしろ、福祉の領域が大きなウエートを占めてくると思います。部会で議論するとき、ある意味では、福祉のほうからサポートをいただけると思いますか、そういうこともいただいた上で進めていく必要があるような印象を持ちました。その辺の、部会運営についての東京都としての情報提供なり、サポートしていただけるものが何かあるかをお伺いしたいのですが。

○消費生活部長 先ほども申し上げましたけれども、今回の部会には、私どもの福祉保健局の高齢社会対策部の計画課長が書記として入っております、部会のメンバーですので、条例のほうなのか、施策の面なのか、どちらに反映させるのかというご議論もございませけれども、そういうところで調整をとりながらやっていきたいと考えております。

○松本会長 よろしいでしょうか。

それでは、ただいまのご発言、ご質問等も踏まえまして、今後、部会の審議の参考にさせていただきたいと思っております。

続きまして、「振り込め詐欺抑止総合対策」について、青少年・治安対策本部よりご報告をいただきます。

○治安対策担当部長（青少年・治安対策本部） 青少年・治安対策本部の高嶋でございます。貴重なお時間をいただきまして、私どもが行っております「振り込め詐欺抑止総合対策」について、簡単にご報告させていただきたいと思っております。

資料4をご覧くださいと思います。私どもの本部は昨年8月に発足しておりまして、8月以降、重点的に振り込め詐欺の対策を進めてきたところでございます。

まず、「被害の現状」ですけれども、ここに書いてありますように、都内の被害額・被害件数ともに増えております。全国的に見ますと減少傾向にある中で都内だけ突出しているという状況でございます。

これについてももう少し詳しく見たいと思っておりますので、次の資料を見ていただきたいと思います。縦長の紙になります。「都内における振り込め詐欺発生状況」という資料ですけ

れども、一番上が東京における振り込め詐欺の被害件数でございます。見ていただきますとおわかりのように、平成16年に比べまして平成17年は増えております。9月、10月は減ったのですけれども、また増えてきているという状況が見て取れるかと思えます。その下には全国の状況が載っております。全国的には、このような形で減少傾向にあるのに都内が増えているということでもあります。

また上の表に戻っていただいても恐縮ですけれども、1月、2月、3月につきましては今年の分も載せております。一目瞭然ですけれども、1月、2月、3月についても、昨年と比べてまたまた増えているという状況でございます。これを何とかしたいということで、さまざまな施策をとってきたところでございます。

3番目の表ですけれども、「振り込め詐欺」とは3種類を総称したもので、「オレオレ詐欺」というものと、先ほどの消費者被害の中にも出てきました「架空請求詐欺」、これは生活文化局のほうで対応しているものでございます。もう一つ「融資保証金詐欺」というものがありまして、今は「貸します詐欺」と言っているようで、私の後で産業労働局金融部から報告があると思えますけれども、この3つを総称して「振り込め詐欺」と言っておりまして、私どもで対策を立てたのは、このうちの「オレオレ詐欺」についてでございます。

ここからは、オレオレ詐欺の状況の資料になりますけれども、オレオレ詐欺の発生時間帯は、ここにありますように、昼間、当然ながら、だんなさんとか息子さんが仕事に出かけている間に電話等がかかってくる。その右側、オレオレ詐欺の文言別の傾向ですけれども、2つ突出しております。上から2番目が「サラ金等借金返済名目」で、サラ金の返済をしなければだめだとか、あるいは、友人とか先輩の借金の保証人になってしまって、それを今すぐ返済しなければだめだという形での詐欺でございます。それから、中程にありますものが、「公共交通機関での痴漢示談金」で、これが一番多く、だんなさんとか息子さんが痴漢をして、今すぐに示談金を振り込めば表沙汰にならないということで被害に遭ってしまうというものでございます。

オレオレ詐欺というのは、当初は「オレオレ」と言うだけの単純な詐欺でしたが、最近では、いわゆる「劇場型」と言えますけれども、警官役が出てきたり、弁護士役が出てきたり、臨場感溢れるような形で、夫や息子のふりをした人が泣いて「何とかしてくれ」と言ったり、そういう劇場型のものが非常に増えております。あと、家族の情報等もつかんでおりまして、個人情報をつかんだ上で、例えば医者の場合は手術ミス名目の例があります

し、私が聞いた例では、息子さんが単身赴任していて、その単身赴任先からかけてくるというようなことで、つい信じてしまったというような例もあります。そういうような形で、単純なオレオレ詐欺ではなくて、家族の情報を踏まえた劇場型の詐欺が増えているというのが現状でございます。

それから、オレオレ詐欺の被害者についてその下の表にありますが、年齢別には、これを見て一目瞭然のように、60代、70代の高齢者が大多数を占めております。それから、男女別では、家にいるということで女性が大半を占めております。これで見ると、高齢の女性がターゲットになっているということがわかります。

一方で、加害者については、実際に電話をかけたりする実行役としましては青少年が多く、裏に暴力団が潜んでいます。また、家族の愛情につけ込む非常に卑劣な犯罪であり、許せないということで、私どもとしても力を入れて取り組んできたところでございます。

また前の資料にお戻りいただきたいと思います。2の「総合対策会議」ということですが、このような振り込め詐欺につきましては、警察の取締りだけでは不十分だということで、ここに書いてありますような関係機関を集めまして、予防、被害額の減少対策を進めてきたところでございます。開催経緯がありますけれども、3回開催いたしまして、合意を得て、3に書いてあります「対策の具体化」を進めてきたところでございます。

右側のところをご覧いただければと思います。まず「各事業者の取組」といたしまして、ATM対策を行ってきました。銀行協会等から各傘下の銀行等に協力依頼をしていただきまして、まず一番大きいものが引出額の制限。被害額を抑えるという意味ではこれが一番有効だろうということで、ここに重点を置いて取り組んできたところでございます。当初、私どもが始めたころは、ATMの引出額に限度がないところがほとんどでしたが、現状では、50万円というのが大きな流れになっていると思っております。みずほ銀行、三井住友銀行はすでに1日当たりの引出額を50万円に下げてくださいしております。それから、郵政公社につきましては、この5月22日から50万円に下げてくださいと予定でございます。そのような意味で、大きなところはほぼ50万円という形での流れが定着しているのかなと考えております。そのほかに、本人認証の厳格化、注意喚起画面の挿入についても鋭意取り組んでもらいました。

2番目のところですが、これも、「口座、携帯電話不正利用対策」ということで、これらが犯罪のツールになっておりますので、その対策を進めてまいりました。口座開設時、携帯電話契約時の本人確認を徹底していただきました。それから、このようなものがインタ

一ネットを通じて売買されるという実態がありますので、そのサイトの規制等にも取り組んでいただいているところでございます。

3番目のところですが、「被害者救済対策」といたしまして、口座の凍結、被害回復等被害者救済のため、金融機関、警視庁、弁護士会の3者が協力して連絡体制を構築しようということで今進めていただいているところでございます。

その下の「東京都の取組」でございます。まず、「広報」といたしまして、広報誌、放送を利用しまして、広報東京都、東京くらしねっと、東京サイト、邦子のCatch On東京等、テレビや広報誌等を利用して振り込め詐欺対策について広報・啓発を行ってまいりました。

その下は、今までにやっていたなかった取組みですけれども、都営バス、都営地下鉄、都営荒川線、東京メトロの車内で、「振り込め詐欺に注意しましょう」という形での車内放送を行っていただいております。また、コンビニのローソン、ファミリーマートの店内放送で、やはり「振り込め詐欺に注意しましょう」という形での放送を行っていただいているところでございます。

それから、「郵便物等」のところですがけれども、固定資産税が23区内で260万通、また、自動車税が都内で240万通、これらの納税通知書の裏側あるいは納税通知書に入っておりますチラシの一部に、やはり「振り込め詐欺に注意しましょう」という形での文言を入れていただいております。それから、水道料金検針票が都内で約650万通出ておりまして、この検針票の一部に、やはり「振り込め詐欺に注意しましょう」という形で、今までにないようなことを、各局に協力をお願いして実施しているところでございます。

その次の「啓発」のところ「シンポジウム」と書いてありますけれども、振り込め詐欺抑止のシンポジウムを今年の3月に行いました。このときには、犯罪心理学の専門家等も交えまして、振り込め詐欺のことは知っているけれども、なぜ被害に遭ってしまうのだろうかという心理面のことも含めてシンポジウムを行いました。また今年度もキャンペーン等を実施していく予定でございます。

最後になりますけれども、「高齢者に対する直接的な働きかけ」ということで、先ほど、「悪質商法から都民を守る対策」の中で生活文化局のほうからお話がありましたように、介護事業者等に対する研修を実施していくということですので、これに私どもも一緒に乗せていただきまして、悪質商法に振り込め詐欺を加えて、同時に介護事業者等への研修を実施いたしまして、直接、高齢者へ働きかけていただくということをやってまいります。

このように、今後とも、高齢者等を犯罪から守る対策を、消費生活部門とも緊密に連絡

をとりながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○松本会長 ありがとうございます。

続きまして、「『貸します詐欺』被害防止のための取組」につきまして、産業労働局よりご報告をお願いいたします。

○金融部長（産業労働局） 金融部長の塚田でございます。

資料5をご覧いただきたいと思います。私どもは部に貸金業対策課という課を設けまして、現在、東京都内のみで営業しております貸金業者3,167社の指導と登録関係の業務を行っております。

今回お話をいたします「貸します詐欺」につきましては、1ページめくっていただきまして、そのチラシ、「その送金、ちょっとNO!待って!『貸します詐欺』」をご覧いただきたいと思います。まず、この名前のいわれですけれども、その下の枠内の1にありますように、お金をお貸ししますということで、ダイレクトメールや電子メールなどを送ってくるころからこの名前をつけました。これは、送り元がマスター〇〇とかJCOなど、有名な会社そっくりのロゴマーク、会社名も全くそっくりのものを、とてもきれいなパンフレットで送りつけまして、金利も非常に安く、2%とか5%とか、そのあたりの甘い言葉でお金を貸すようなふりをして、実際にお金を借りたいと申し込みますと、まず登録料なり保証金を払ってくださいということを書いてきます。

このチラシの裏をご覧いただきますと、「こんな騙しの手口に注意」ということで、被害事例を2つ掲げてあります。一旦登録料を払ってもそこで終わりませんで、なかなか貸してくれないのでまた電話をすると、あなたはどうもブラックリストに入っているようなので、その名簿消去のためのお金を出しなさいと。50万円を借りようと思ったのに、なぜかそういったお金で70万円払ってしまったと。こういうようなことが、我々、通常では考えられないのですけれども、お金を借りる人の立場だとそういうこともあるのかなと思っております。

こうしたチラシを配付しましたところ、やはりだいぶPRが効きまして、自分はこの手口にかかっているのではないかと、不審に思っただけで電話を切る方も最近は出てきました。そうしますと、相手も手が込んできまして、翌日あたりに、どういうわけか自宅のファックス番号を知っているようでファックスしてきます。「私どもはNPO法人の貸金業対策課です、何かご不明があれば、どういう業者が安心かお調べします」というものが来るので、そこで完全に引っかかってしまいます。貸金業対策課というので東京都かなと。おまけに

東京都はNPO法人もやってくれているのかということで、電話をすると、「その業者は大丈夫です」と言われて払い込んでしまうというような事例もありました。

関係の業界は、貸金業協会というものがありますので、登録をしている業者についてはその業界のほうでも指導しています。そうしましたら、先月の4月、今度は貸金業協会の名前をかたって、貸金業者からお金を騙し取ろうというものがありました。悪知恵がよく出るものだと思うような知恵比べでして、これも逮捕はされましたけれども、そうした意味で、私どもも対応に非常に苦慮しております。

最初のページに戻っていただきたいと思います。こうしたことが昨年から傾向として多く出てきたものですから、昨年11月1日に、都庁を会場にしまして、警察庁、警視庁、金融庁、それから、お金を貸す側もそうした名前を勝手に使われているということがありまして、全国銀行協会とか信販協会とか、そうした団体が集まりまして連携会議を開きました。

特に東京都といたしましては、被害のホットラインを開設しましたところ、2番にありますように、11月から3月までの5カ月間で3,928件のお問い合わせがありました。これで被害を未然にかなり防げたのではないかと考えております。ところが、この3,928件のうち都外の方の問い合わせが8割以上を占めておりまして、なぜそうなったのかといろいろ調べたところ、東京都の登録業者はネームバリューがあるそうです。我々はあまりそういうことには気づかないのですが。また、住所が、東京都赤坂〇〇と書いてあるのですが、何丁目何番までは合っているけれども、最後にそういう地番がないとか、あっても空き地とかということで、地方の人が東京都内の事業者に借りるにしてもわざわざ都内まで見に来ないということを悪用しているのではないかと考えております。

そうしたことで、我々は、都民の方もさることながら、これは全国的に被害防止をしなければいけないということで、先ほどの連携会議のメンバーだけではなくて、全国の自治体にも声をかけまして、様々な対策を今とっております。

一つは、日本郵政公社の協力を得まして、全国に郵便局が2万4,064カ所ありますので、そこに、ただいま2枚目でご覧いただきましたチラシを250万枚送りました。都庁1階の郵便局にもありますし、私の近所の、いわゆるまちの特定郵便局にもちゃんと置いてあります。あと、各道府県、市町村につきましても、現在、東京都で「貸します詐欺」対策用につくっているホームページへのリンクをお願いしましたところ、479団体。それから、広報誌への掲載についても618団体に実施していただいております。

なお、資料は「17年3月末現在」となっておりますが、これは「18年3月末現在」へのご訂正をお願いいたします。

そうしたことで、最近では、先ほど、警視庁併任の方のお話もありましたけれども、金融部にも現職の方が2名、12名のOBの方に来ていただいております。最近では、登録業者ではなくて、いわゆる無登録の闇の金融の詐欺が多くなっております。彼らの間では、東京都は警察の人が入っているから、東京都の踏み込みがあつたら逆らわずに、そこで素直にあきらめろということが、今、悪い業界の中でも広まっているようですので、ぜひ、こういうようなことを何もしなくても悪事が行われぬような社会をつくりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○松本会長 ありがとうございます。

ただいま2つの詐欺に対する対策・取組みにつきましてご報告いただきました。ご質問、ご意見がございましたら、どうぞお出してください。

特にございませんか。

この2つの詐欺等も含めまして、部会で事業者規制の一部として組み込んでご検討いただきたいと思っております。

その他消費者問題全般につきまして、何か特にご発言がございましたら、どうぞ。

ございませんか。

特にございませんでしたら、大体予定の時間になりましたので、以上をもちまして本日の総会を終わらせていただきたいと思います。部会の皆様、今後どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、長時間、ありがとうございました。

午後5時28分閉会